

七里地区社会福祉協議会部会設置要綱

(目 的)

第1条 さいたま市見沼区七里地区社会福祉協議会会則（以下「会則」という。）

第14条の規定に基づき、さいたま市見沼区七里地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）に部会を設置することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 部会は、「総務部会」、「広報部会」、「事業部会」の3部会とする。

(総務部会)

第2条 総務部会は、主に次の分野を担当する。

- (1) 各種会議関係事務処理全般
- (2) 他団体との連絡調整
- (3) 福祉問題に関する調査研究
- (4) その他、会務の運営に関すること
- (5) その他、他の部会に属さないこと

(広報部会)

第3条 広報部会は、主に次の分野を担当する。

- (1) 広報紙の発行
- (2) ホームページの更新
- (3) 本会活動の周知及び福祉意識の啓発
- (4) 福祉関係の情報収集及び提供
- (5) 本会活動の記録
- (6) その他、広報活動に必要なこと

(事業部会)

第4条 事業部会は、主に次の分野を担当する。

- (1) 「七里地区地域福祉行動計画」の計画的実施
- (2) 要援護者（世帯）への援助事業
- (3) 環境美化及び青少年健全育成事業
- (4) 日赤募金、共同募金、歳末助け合い運動事業への協力及び賛助会員の募集
- (5) さいたま市社会福祉協議会実施の地域福祉事業への協力
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

(任 期)

第5条 部会員の任期等については、会則第8条の規定を準用する。

(部会員)

第6条 全理事をいずれかの部の部会員とする。また、地区内の会員の中から理事会が推薦するものを部会員とすることができる。

- 2 各部会の部会員は、10名以上とする。
- 3 部長・副部長は、各部会員が互選する。

(部会連絡会)

第7条 各部会の部長及び正・副会長によって構成される部会連絡会を設置するものとする。

- 2 部会連絡会の会長は、本会の会長職にあるものをもって充てる。
- 3 各部長は、各部会の活動状況について緊密に連絡を取りあい協力し合うものとする。

(事業協力員)

第8条 部会の行う事業に協力する事業協力員を置く。

- 2 事業協力員は、地区内の会員の中から部会長が推薦し会長が委嘱する。

(委任)

第9条 この要綱の実施にあたり必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成16年5月9日から施行する。

この要綱は、平成19年5月13日から施行する。

この要綱は、令和元年5月12日から施行する。